議員提出議案第２３号

衆議院小選挙区の区割り改定において市域の一体性に十分配慮することを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１３条第２項の規定により提出します。

令和８年１０月８日

芦屋市議会議長　中島　健一　様

提出者　あしや政風会　岩岡　りょうすけ
公明党　西村　まさと
至誠会　寺前　尊文
日本共産党芦屋市議会議員団　川島　あゆみ
日本維新の会　橋本　隆
会派に属さない議員　山口　みさえ
〃　中村　亮介
〃　たかおか　知子
〃　大原　裕貴

提案理由

衆議院小選挙区の区割り改定に当たり、市域の一体性に十分配慮するよう強く求めるため。

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

衆議院小選挙区の区割り改定において市域の一体性に十分配慮することを求める意見書

衆議院議員選挙区画定審議会において、令和７年国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区の区割り改定に向けた検討が進められている。

選挙区間の人口較差を是正し、投票価値の平等を確保することは重要である。一方、区割りに当たっては、人口の均衡だけでなく、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮することが求められている。芦屋市議会は平成２８年１２月２２日にも、市区町村の歴史的経過、地理的条件、経済圏及び生活圏を十分考慮し、単なる人口の数合わせによって市区町村を分割することがないよう求める意見書を可決している。

今回の区割り改定においても、人口較差の是正を図りつつ、基礎自治体としての一体性を損なうような市域の分割は可能な限り避けるべきである。よって、国におかれては、区割り改定に当たり、下記の事項について十分配慮するよう強く求める。

記

１　芦屋市の行政区域、歴史的経緯、地理的条件、生活圏、経済圏、交通事情及び地域コミュニティーの一体性を十分考慮し、芦屋市域を複数の小選挙区に分割しないことを基本として区割りを検討すること。

２　人口較差の是正に当たっては、特定の市区町村を安易に分割することなく、兵庫県内の選挙区全体の状況を踏まえた調整を十分に検討すること。

３　市区町村の区域の分割を検討する場合は、関係地方公共団体及び地域住民の意見を十分に聴取するとともに、その必要性及び合理性について十分な説明を行うこと。

４　区割りの変更に当たっては、選挙区の変更による有権者の混乱を避け、地域と国政との継続的な関係にも十分配慮すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

芦 屋 市 議 会